

平成29年度 (ひょうご・神戸チャレンジマーケット連携用)

## ひょうごチャレンジ起業支援貸付(無利子)のご案内

〈受付期間〉平成29年10月5日(木)～11月24日(金) 〈最終日16時必着〉

### 〈ご利用のポイント〉

- ① 有望なビジネスプランを有し、兵庫県内において起業等にチャレンジする方にご利用いただける長期(10年以内・うち3年据置き)の無利子貸付金です。
- ② 貸付限度額は1,000万円。貸付日以降の1年以内に支出する設備資金・運転資金にご利用いただけます。
- ③ 担保や第三者保証人なしで申請していただけます。保証料も不要です。

貸付対象者	<p>今年度を実施するひょうご・神戸チャレンジマーケット(以下「チャレンジマーケット」という。)に申込をし、有望なビジネスプランを有し、兵庫県内において主たる事業所を有し起業等にチャレンジし、下記のいずれかに該当する方。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 原則として創業後5年未満の方</li><li>2 創業後5年以上の場合は、新たな事業活動に対する経営革新計画の認定を取得した方に限ります。ただし、認定計画申請中でも応募は可能ですが、認定が取得できなかった場合は応募がなかったものとして取扱いします。</li><li>3 過去にチャレンジマーケットの認定を受け、※同時に貸付を希望されず、今年度の貸付を希望される方(チャレンジマーケットの応募は必要としません)。 ※同時に貸付を希望され「不採択」とされた方は除きます。</li><li>4 起業する場合は次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 同一業種の事業所(中小企業に限らない)に継続して3年以上勤務し、最終の事業所を退職したのち概ね1年以内にその技術又は経験を活かし、県内で同一業種により営業を開始しようとする方</li><li>(2) 法律に基づく資格を有し、原則として資格取得後5年以内に県内でその資格により営業を開始しようとする方</li><li>(3) 特許法、実用新案法、意匠法に基づく出願による登録を受け(第三者からの技術移転を含む)、その技術を用いて、県内で営業を開始しようとする方</li></ol></li></ol>
貸付対象分野	医療・福祉、生活分野、情報通信、環境エネルギー、 新製造技術・新素材、輸送・物流、ビジネスサポート等
貸付限度額	1,000万円(貸付額は万単位、最低貸付金額は100万円)
貸付割合	センターが貸付対象として認めた必要経費の70%以内または貸付限度額の低い方
貸付利率	無利子
貸付期間	10年以内(うち3年据置き)、半年毎(14回以内)の均等返済
資金使途	貸付日以降の1年以内に支出する運転資金・設備資金
連帯保証人	原則として代表者保証のみ(個人事業主の場合、連帯保証人は不要)
留意事項	※貸付の可否は審査会で決定し、審査により貸付条件が付加される場合があります。



### [申請・問合せ先]

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター  
創業推進部 投資育成課  
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4  
神戸市産業振興センター 2階  
TEL 078-977-9075 FAX 078-977-9112

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/challengekasituke>  
(公募要領、様式はこちら)

